A　①教職員共済生活協同組合　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1525号　④教職員共済生活協同組合　東京都新宿区山吹町10番地１号　代表理事　森越康雄　⑤総務部旅行事業課　東京都新宿区山吹町10番地１号　⑥平成11年３月15日　⑦平成22年４月３日　⑧1400万円　⑨7000万円

A　①株式会社近鉄百貨店　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1596号　④株式会社近鉄百貨店　大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目１番43号　代表取締役　飯田圭児　⑤あべのand旅行サロン　大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目１番40号　⑥平成13年２月28日　⑦平成22年４月７日　⑧1400万円　⑨7000万円

A　①株式会社青和商会　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－888号　④株式会社青和商会（クリエイト旅行）　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反121の１　代表取締役　北折洋一　⑤本社営業所　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反121の１　⑥平成６年２月14日　⑦平成21年７月１日　⑧60万円　⑨300万円

B　①株式会社ウニベルツール　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第622号　④株式会社ウニベルツール　東京都中央区銀座八丁目14番14号　代表取締役　渡辺淳二　⑤本社営業所　東京都中央区銀座八丁目14番14号　⑥昭和57年８月31日　⑦平成22年４月８日　東京都知事登録旅行業第３－6300号　⑧1250万円　⑨7000万円

以上４件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一五二五号　平成十一年三月十五日

㈡　商号　教職員共済生活協同組合

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　教職員共済生活協同組合　東京都新宿区山吹町一〇番地一号　代表理事　森越　康雄

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　総務部旅行事業課　東京都新宿区山吹町一〇番地一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年四月三日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年五月六日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第六一一号　昭和五十七年八月三十一日

㈡　商号　株式会社ウニベルツール

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ウニベルツール　東京都中央区銀座八丁目一四番一四号　代表取締役　渡辺　淳二

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区銀座八丁目一四番一四号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年四月十日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百六十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百六十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年五月六日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一六一〇号　平成十三年六月二十日

㈡　商号　エムオーツーリスト株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　エムオーツーリスト株式会社　東京都千代田区内神田二丁目一二番五号　代表取締役　菊池　武重

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都千代田区内神田二丁目一二番五号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十三年七月二十七日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年四月十日

四、当協会に預託した保証金等の額　金二百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金一億三千万円及び金二百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年五月六日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第六一一号　平成十三年八月三十一日

㈡　商号　株式会社ウニベルツール

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ウニベルツール　東京都中央区銀座八丁目一四番一四号　代表取締役　渡辺　淳二

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区銀座八丁目一四番一四号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年四月十日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百六十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百六十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年五月六日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一六一〇号　平成十三年六月二十日

㈡　商号　エムオーツーリスト株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　エムオーツーリスト株式会社　東京都千代田区内神田二丁目一二番五号　代表取締役　菊池　武重

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都千代田区内神田二丁目一二番五号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十三年七月二十七日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年四月十日

四、当協会に預託した保証金等の額　金二百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金一億三千万円及び金二百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年五月六日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一五二五号　平成十一年三月十五日

㈡　商号　教職員共済生活協同組合

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　教職員共済生活協同組合　東京都新宿区山吹町一〇番地一号　代表理事　森越　康雄

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　総務部旅行事業課　東京都新宿区山吹町一〇番地一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年四月三日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員で